

丹後沿岸海岸保全基本計画検討委員会設置要綱 【案】

（目的）

第1条 丹後沿岸海岸保全基本計画について、気候変動を考慮した計画に変更するにあたり、幅広い視点から多様な意見を聴取するため、丹後沿岸海岸保全基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員の任期は、選任された日から2年とし、再任することができる。

3 委員会には、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 知事は、必要に応じて委員会を招集する。

5 委員長は、議事を運営する。

6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（委員の責務）

第3条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

2 委員は、委員会で知り得た秘密を漏らしてはならず、委員の職を退いた後も同様とする。ただし、知事が認めたときは、この限りではない。

（委員以外の者の出席）

第4条 知事は、委員会において、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その者の意見を聞くことができる。

（公開）

第5条 委員会は、原則として公開とする。ただし、委員会を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他知事が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月18日から施行する。

別表

所属	氏名	備考
国土交通省水管理・国土保全局 海岸室 海洋開発企画官	からさわ ゆうこ 柄沢 祐子	
国土交通省港湾局 海岸・防災課 海岸・防災企画調整官	こやま まさと 小山 真人	
大阪公立大学 副学長	しげまつ たかあき 重松 孝昌	
国土交通省国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室長	しばた りょう 柴田 亮	
天橋立を守る会 会長	はぶち とおる 羽渕 徹	
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 沿岸水工研究領域長	ひらやま かつや 平山 克也	
京都大学 名誉教授	ま せ はじめ 間瀬 肇	
京都府漁業協同組合 代表理事専務	まつお しんいち 松尾 信一	

(敬称略、50 音順)